

～舞鶴市の農地を守る担い手を支援します～

舞鶴市では、農地活用の継続と拡大等を目的に、農業用機械の購入費用及び、オーバーホールや部品交換などの大規模な修繕を行うための費用を支援します。



対象者 ※令和6年又は7年に採択された方は、申請いただけません。

次の①～④の全てに該当すること。

- ① ・ 認定農業者(申請年度内に認定を受ける見込みがある場合も可能)
 - ・ 認定新規就農者
 - ・ 農地所有適格法人(申請時に農地を所有していること)
 - ・ 3戸以上の販売農家(※)で組織する団体
 - ・ 地域計画に位置付けられた担い手(集積率が3割あること)のうち、いずれかに当てはまる者。

②市内に住民票又は所在地がある販売農家(※)。

③3年後の農地の拡大を目指す者。

④市税の滞納がない者(徴収の猶予を受けている場合を除く)。

(※)販売農家:経営耕地面積 30a 以上又は年間農産物販売額 50 万円以上の農家

対象となる費用

◇農作業又は農地管理の維持拡大に使用する農業用機械の導入及び修繕にかかる費用(設置費を含む)。

◇機械の購入費(複数でも可)及び修繕にかかる費用が、それぞれ税抜き 50 万円以上のもの。

◇農業用機械を取り扱う店舗から購入(新品または中古品)又は長寿命化につながる修繕にかかる費用。

◇令和9年2月末までに機械の導入と設置、修繕が完了するもの。

×××補助対象とならないものの例×××

国や府の補助事業の対象となるもの、軽トラック、送料、すでに購入した機械等

補助額

◇税抜きの補助対象経費の 1/2 以内(千円未満は切り捨て)

◇上限 100 万円

◇補助金の交付は、補助対象者 1 者につき 1 回まで

(裏面へ続く)

申請方法

(1)～(6)の書類を【提出先・問い合わせ先】まで持参、郵送またはメールによりご提出ください。

- (1)交付申請書
(2)事業計画書
(3)同意・宣誓書
- } 様式は、窓口または舞鶴市ホームページにて取得できます。
- (4)導入する機械のカタログ、見積書、修繕については機械の全景写真及び、修繕か所がわかる書類もしくは写真(※見積書のあて名は申請者名と一致させること。)
(5)法人の場合は登記事項証明書又は定款の写し、団体の場合は規約及び構成員名簿の写し
(6)通帳の写し

【提出先・問い合わせ先】

舞鶴市役所 産業振興部 農林課 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
TEL:0773-66-1023 FAX:0773-62-9891
MAIL:nourin@city.maizuru.lg.jp

スケジュール

令和 8 年5月15日(金)	申請の受付締め切り ※厳守。消印有効。
審査 ※本事業は限られた予算の範囲内で実施するため、全ての申請に補助金が交付できない場合があります。	申請が予算を上回った場合は、下記審査項目の順により審査を行い、上位の者から採択します。 ①トラクター、田植機、コンバインを含む事業を優先 ②自己負担割合(%)が多い者を優先 ③経営面積が大きい者を優先
令和 8 年 5 月末頃	市から申請者へ採択又は不採択の結果を通知 ※機械の発注・納品ができるのは、決定の日以降です。
令和 9 年 2 月末	申請者は機械の納品・設置、修繕を完了し、市へ実績報告
令和 9 年 3 月末	市から補助金の支払い
事業後 3 年間、毎年	補助を受けた者は市へ利用状況報告書を提出

注意事項

◇申請年度内に補助対象者の要件に該当しなくなった場合・交付要件を満たさなくなった場合や不正受給が発覚した場合、補助金を返還していただくことになります。